

令和2年度 法科大学院入学者選抜試験問題

民 法

1. 試験開始の合図があるまで、この問題用紙の中を見てはいけません。
2. 試験時間は90分です。
3. 試験中に問題用紙の印刷不鮮明や解答用紙の汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。
4. 解答にあたっては、必ず黒か青のペンまたはボールペン(鉛筆は不可)を使用してください。
5. 解答用紙に記入するときには、下記の点に注意してください。
 - (1) 受験番号・氏名を所定欄に記入してください。
 - (2) 解答用紙は、3枚あります。すべての解答用紙に受験番号・氏名を記入し、ホチキスは、はずさないで使用してください。
 - (3) 訂正する場合は、＝線で消すなどして、分かりやすく訂正してください。
 - (4) 解答用紙は、折り曲げたり汚したりしないでください。
6. 問題用紙の余白等は適宜利用してかまいません。
7. 試験終了後、問題用紙は持ち帰ってください。

【民 法】

設問1（各2点）

以下の文章の①から⑳にあてはまる語句を答えなさい。なお、同一番号には同一語句が入る。また、改正法とは令和2年4月1日から施行される民法である。

- ・代理人が権限を濫用して、自らの利益を図るために代理行為をした。そのことを相手方が知っている場合には、判例は民法（①）を類推適用している。この点について改正法では民法（②）を新設した。
- ・（③）の錯誤が錯誤にあたるかについては争いがあるが、判例は（③）が（④）されたときは、錯誤になるとしている。改正法はこの点について、民法（⑤）を新設した。
- ・特定物の売買をめぐる危険負担について、現行法は（⑥）を採用しているが、改正法は民法（⑦）を削除して、債権者は（⑧）できるとした。
- ・債務不履行について、現行法は債務者の（⑨）を債務不履行の要件としている。改正法は（⑨）がないことは、債務者の（⑩）とされている。
- ・判例は、条件成就により利益を受ける者が故意に条件を成就させた場合に、民法（⑪）の類推適用によって条件が成就しないものと解していた。この点について改正法は民法（⑫）を新設した。
- ・判例は、無資力の債務者が不動産を適正価格で売買した場合に、他の要件を充足した場合に原則として（⑬）になるとした。これに対して改正法は民法（⑭）で、原則として（⑬）にならないとする立場をとっている。
- ・瑕疵担保責任の法的性質については、現行法下では（⑮）説と（⑯）説が主として対立していたが、改正法では瑕疵担保責任が削除され、実質的に（⑯）説が採用された。
- ・現行法においては、使用貸借は契約の成立に目的物の交付を要する（⑰）契約であるが、改正法では（⑱）契約である。
- ・賃貸借の目的物が譲渡された場合における地位の移転について、判例は賃貸人の義務が賃貸人が何人であるかによって履行方法が異なるわけではないなどとして、（⑲）の承諾を要しないとした。改正法はこの点について民法（⑳）を新設した。

設問2（各20点）

- （1） 内縁関係の法的性質を踏まえつつ、内縁関係が相手方の死亡によって終了した場合における法的処理に関する判例の立場を説明しなさい。
- （2） 多額の資産を有するAが死亡した。BはAの法定相続人であるが、B自身には資力がない。Bが相続放棄をした場合と遺産分割協議でBが相続分を取得しないとする合意をした場合に、Bの債権者であるCは、Aの相続における前記の各行為を詐害行為として取り消すことができるか。

設問3 次は専修大学法科大学院の教授と学生との会話である。学生として教授の各問いに答えなさい。

教授：民法第144条は、時効の効果は当然に発生するかのように規定している一方で、第145条は、時効の援用は裁判所が時効を判断するために必要であるとの規定と読めます。では、時効の効果発生と援用との関係についてどのように考えるべきでしょうか。また、その理由は何ですか。

学生：解答1（5点）

教授：次に、時効の援用権者について考えてみましょう。改正法では、第145条が「当事者（消滅時効にあつては、保証人、物上保証人、第三取得者その他権利の消滅について正当な利益を有する者を含む。）」が時効を援用しうるものと規定しています。では、ある不動産の第1抵当権者の被担保債権が時効にかかる場合に、第2抵当権者がその時効を援用できるかについて、判例はどのように考えていますか。判例の理由を第2抵当権者の抵当権設定時の状況や回収可能性、第三取得者との相違等を踏まえてできるだけ具体的に検討して考えてください。

学生：解答2（10点）

教授：取得時効と登記の問題について事例1から3で判例はどのような見解をとっていますか（なお、乙は民法第162条2項の主観的要件を充足しているものとする。また、各事例は別々のものとする。）。

事例1 乙が甲の所有するA地を売買で取得したと考えて、占有を始めた。占有から10年経過したら、乙は取得時効で所有権を取得したことを甲に対して主張できるか。

事例2 乙がA地の占有を始めて5年目に、甲が丙にA地を売買し、乙が占有を始めてから10年を経過した場合、乙は丙に対して取得時効で所有権を取得したと主張できるか。

事例3 乙がA地の占有を始めてから、12年目に甲が丁にA地を売買した場合、乙は丁に対してA地を取得時効で所有権を取得したと主張ができるか。

学生：解答3（20点）

教授：事例3で、判例の結論を採用した場合、不法占拠した者は時効完成に20年必要なために、悪意の者が保護されることから、判例の結論は不当という批判があります。この批判について判例の立場で反論してください。

学生：解答4（5点）

以上